



平成25年8月以降に生活保護を受けていた住民の皆さまへ

『最高裁判決を踏まえた生活保護費等の追加給付について』 ご案内します

平成25年から実施した生活扶助基準改定に関する令和7年6月27日の最高裁判決の対応として、保護費の追加給付等を行うことが厚生労働省より示されました。

これを踏まえ、廿日市市においても、次のとおり追加給付を行います。

1. 給付対象世帯

- ✓ 平成25(2013)年8月から平成30(2018)年9月に、廿日市市で生活保護を受給したことがあるすべての世帯。
- ✓ 上記のほか、平成30(2018)年10月から令和8(2026)年3月に廿日市市で生活保護を受給したことがある世帯のうち、入院患者日用品費・期末一時扶助、障害者加算等を受給した世帯も対象になります。
- ✓ 現在、保護を受給していない世帯も上記の条件に当てはまる場合は対象。
※亡くなられた方は、追加給付の対象となりません。

2. 追加給付対象期間及び支給金額

- ✓ 基準生活費・加算等に係る追加給付の対象期間。

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
居宅の基準額(第1類、第2類)	平成25年8月 ~ 平成30年9月												
入院患者日用品費、救護施設等の基準額、介護施設入所者基本生活費													
期末一時扶助						平成25年8月 ~ 令和8年3月							
妊産婦加算、障害者加算(重度障害者加算、他人介護料を除く)、介護施設入所者加算、在宅患者加算、放射線障害者加算(H25.10以降に限る)、母子加算(入院患者等)、冬季加算(入院・介護施設)													
未成年者控除(20歳未満控除)													
冬季加算(居宅、救護施設等)		平成25年8月 ~ 平成27年9月											
母子加算(在宅者)			平成25年8月 ~ 平成30年9月										

- ✓ 生活扶助基準の「新たな水準」と「従来水準」との差額。
※追加給付額は、当時の年齢、世帯人数、保護受給期間、加算の有無等によって異なります。(保護受給期間が短い場合などは、数百円程度となることや、支給額が生じないことがあります)。

裏面へ続く

3. 申出手続き及び支給時期

- ✓ 令和8年8月1日時点で、廿日市市で生活保護を受給していた世帯。
 - 申出手続きは不要です。
 - 給付額は、8月中旬以降にお送りする「決定通知書」でお知らせします。
 - 現在、保護費を受け取っている口座に原則支給しますが、世帯状況によっては支給方法を変更する場合があります。(9月4日支給予定)
- ✓ 現在、保護を受給していない世帯。
 - 保護費を受給していた当時の世帯主から、廿日市市に対して申出が必要です。
 - 当時の世帯主が死亡している場合は、当時保護を受給していた世帯員からの申出が必要です。
 - 手続き方法などは、「廿日市市保護費追加給付センター」へお問い合わせください。

※給付額は、申出をいただいたあと、世帯毎に個別に計算し、決定通知書でお知らせします。

4. 廿日市市以外で生活保護を受給していた方の追加給付について

- ✓ 「1. 給付世帯対象」の期間中に、廿日市市以外で保護を受給していた世帯は、当時保護を受給していた自治体への申出が必要です。
- ※申出の方法や時期などは、該当する自治体のホームページ等でご確認ください。

◆ お問い合わせ

廿日市市保護費追加給付センター

- 電話番号：0829 - 20 - 5008
- 場 所：〒738-8512 広島県廿日市市新宮一丁目13番1号
山崎本社 みんなのあいプラザ 3階 窓口
- 開設期間：令和8年8月1日から令和9年3月31日
※年末年始（令和8年12月29日から令和9年1月3日）はお休み
- 受付時間：平日9時00分から17時00分

過去の保護受給歴については個人情報保護の観点から、
電話での回答はできません。



アクセス

広島電鉄
廿日市市役所前
(平良) 駅から徒歩約5分

JR山陽本線
宮内車庫駅から徒歩約13分
廿日市駅から徒歩約15分



追加給付の内容や対象世帯などの一般的なご質問は、相談センターへお問い合わせください。

最高裁判決を踏まえた保護費の
追加給付相談センター
(厚生労働省委託事業)

0120 - 179 - 445 フリーダイヤル

受付時間 / 平日9時00分から17時00分



保護費の追加給付について、厚生労働省や自治体から口座番号をお電話でお聞きすることはありません。

詐欺にご注意ください！